

龍溪書舎事件

東京高裁570422

本件著作物は、近代における日本及び日本人の海外経済活動に関する調査を**経済史的見地から分析整理**して叙述したものであり、史料적、学術的価値が高く、当面すべき対連合関係の賠償問題及び日本人の在外資産の補償問題等に対処するため、**政府部内の執務資料**として編さんされたものであり、**一般に公示して周知させるべき性質の著作物でない**ことは明らかで、**学術に関する著作物として著作権の目的となる**ものである。